

2014 年 5 月 19 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿
厚生労働省保険局医療課長 宇都宮 啓 殿
中央社会保険医療協議会会長 森田 朗 殿

東京保険医協会会長 拝殿 清名
研究部長 申 偉秀

抗精神病薬多剤投与についての報告を不要としてください

貴職におかれましては、国民医療の向上に尽力され、敬意を表します。

さて、今次診療報酬改定において、2014 年 10 月以降は 1 回の処方につき、抗不安薬を 3 種類以上、睡眠薬を 3 種類以上、抗うつ薬を 4 種類以上又は抗精神病薬を 4 種類以上投与（以下「向精神薬多剤投与」という。）した場合に、投薬の薬剤料は 100 分の 80 に減額、処方料は 20 点、処方せん料 30 点を算定し、精神科継続外来支援・指導料は算定不可とされました。

さらに、向精神薬多剤投与を行った保険医療機関は、年に 1 回、向精神薬多剤投与の状況について、すべての標榜科において別紙様式 40 を用いて地方厚生（支）局長に報告することとされ、2014 年から 7 月の定時報告として報告することが求められています。

抗精神病薬等を多剤投与することにより、薬剤料等を減額して請求することにも異論がありますが、診療報酬の取り扱いの 1 つに向精神薬多剤投与の状況報告を義務付けることは、報告書作成に手間がかかり事務量が増加するばかりではなく、情報収集の目的や活用方法も不明確で、請求事務には不要のことであり、中止すべきと考えます。

つきましては以下の事項を早急に実現されるよう要望いたします。

記

- 一、抗精神病薬等を多剤投与した場合の報告を不要とすること。

以上